

社会保険

ひょうご

2009

10

October

発行／財団法人兵庫県社会保険協会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL (078) 393-0211

特 集 ●一時帰休の措置がとられた場合の報酬月額変更の取り扱いについて

●「第3号被保険者の特例届出」について

●高額療養費について…シリーズ③

●各種事業への参加および契約宿泊施設利用の申込を受付中!



(藤山市)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」みなさんに回覧しましょう

<http://www.hyougo-shahokyo.or.jp>

一時帰休の措置がとられた場合の報酬月額変更の取り扱いについて

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることになった場合は、これを固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象となります。

ただし、当該報酬のうち固定的賃金が減額され支給される場合で、かつ、その状態が継続して3ヶ月を超える場合に限ります。

なお、一時帰休に伴い標準報酬の改定を行った後にその状況が解消したときも、随時改定の対象となりますのでご注意ください。

Q1 『その状態が継続して3ヶ月を超える場合』とは、1ヶ月の全てが一時帰休の状態でなければならないのでしょうか。それとも、1ヶ月のうち数日が一時帰休の場合でもよいのでしょうか。

A1 どちらの場合も随時改定の対象となります。

Q2 『その状態が継続して3ヶ月を超える場合』とは、いつの時点から3ヶ月と考えのでしょうか。

A2 3ヶ月とは、暦日ではなく、月でカウントすることになります。

2月 10日	5月 1日
↓	↓
2月	3月
4月	5月
6月	

1月目 2月目 3月目

例えば、月末締め月末払いの事務所において、一時帰休の開始日を2月10日とした場合は、5月1日の時点でその状態が継続して3ヶ月を超える場合となり、2・3・4月の5月随時改定の対象となります。なお、この考え方は、一時帰休による休業手当が1日でも支払われれば、その月からカウントするということであり、例えば2月の一時帰休が10日の1日のみで、3・4月の全日が一時帰休であっても2月からカウントすることになります。

ただし、5月1日に一時帰休の状況がすでに解消している場合には、3ヶ月を超えておりませんので、随時改定の対象にはならないことになります。

Q3 一時帰休期間中に休業手当等の支給割合が変更した場合は、随時改定の対象となるのでしょうか。また休業日数が変更となった場合は、随時改定の対象となるのでしょうか。

A3 支給割合が変更した場合は随時改定の対象となります。しかし、休業日数が変更した場合には固定的賃金の変動と見なせませんので、随時改定の対象とはなりません。

資格喪失届・月額変更届などを遡って提出する場合には添付書類が必要です。

資格喪失届・月額変更届などを60日以上遡って提出する場合、事実発生日を確認するために添付書類が必要となりますのでご注意ください。

①資格取得届 ・資格喪失届の場合

資格取得年月日・資格喪失年月日に記入された日付が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）の添付が必要です。ただし被保険者が役員の場合には取締役議事録の添付をお願いします。

②月額変更届の場合

改定年月に記入された年月の初日（1日）が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）の添付が必要です。ただし被保険者が役員の場合には取締役議事録の添付をお願いします。

※ 上記以外の書類であっても、事実確認のために添付してもらうことがありますのでご注意願います。

「第3号被保険者の特例届出」について

厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者も、昭和61年4月から国民年金の被保険者となり、国民年金は全国民共通の給付として基礎年金を支給することになっています。

また、国民年金の第3号被保険者（別表参照）の期間は、届出を行うことで国民年金の保険料納付済期間となります。届出が遅れた場合は2年前までさかのぼって保険料納付済期間となっていましたが、平成16年の年金改正で、平成17年4月からは、特例により2年を超えた期間についてもさかのぼって保険料納付済期間に算入されることになりました（第3号被保険者の未届期間の特例届出）。

昭61.4	第3号該当	原則による遡及	届出	現在
	保険料納付済期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間	

← 特例措置 → ← 2年間 ←

※平成17年3月以前の未届期間がある場合は、届出により保険料納付済期間となります。すでに年金をうけている場合には、届出日の属する月の翌月分から年金額が改定されます。

※平成17年4月以降についても、届出が遅れたことについてやむを得ない事由がある場合には、2年を超えた期間も保険料納付済期間に算入されます。

手 続 この特例届出は、第3号被保険者または第3号被保険者だった方が「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書」に、年金手帳または年金証書を添えて、住所地の社会保険事務所に提出することで行われます。なお、平成17年4月以降の期間について特例届出を行う場合には、「遅延理由書」の添付も必要となります。当時の扶養事実が確認できる書類が必要な場合もあります。詳しい内容は社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

〈別表〉

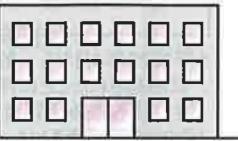
国民年金第1号被保険者	自営業者・学生などで日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方
国民年金第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金の上記の3種類のいずれかの被保険者となり、年金制度に加入することが義務づけられています。

年末調整には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です！

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除（非課税）の対象です。年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより社会保険料控除の適用が受けられます。ただし、国民年金保険料を申告する際には、国民年金保険料を納めたことを証明する書類の添付が義務づけられています。

このため、社会保険庁では、平成21年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された被保険者ご本人あてに、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りしています。年末調整や確定申告の際には控除証明書（または領収証書）を忘れずに添付してください。



証明書は大切な書類です。申告まで大切に保管してください。



高額療養費について…シリーズ③

健康保険では、被保険者・被扶養者ともに同一医療機関での1人1ヶ月（月の初日から末日）の医療費の自己負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたときは、超えた分が被保険者の請求により高額療養費として支給されることになっています。

$$\text{高額療養費} = \boxed{\text{自己負担額}} - \boxed{\text{自己負担限度額}}$$

※入院時の食事についての標準負担額や差額ベッド代等は高額療養費の対象にはなりません。

70歳未満の人と70歳以上の人がある世帯の場合

世帯合算して高額療養費が支給されます。この場合、次の①～③で高額療養費の額を計算し、世帯で最も高くなるものが高額療養費として支給されます。

- ① 70歳以上の人の1ヶ月の外来の窓口負担額を個人単位で合算し、別表2のAの自己負担限度額を超えた額が高額療養費の額になります。
- ② 70歳以上の人の1ヶ月の外来の窓口負担額と入院の窓口負担額を世帯で合算し、別表2のBの自己負担限度額を超えた額が高額療養費の額になります。
- ③ 70歳未満の人の窓口負担額(21,000円以上のものに限る)と70歳以上の人のすべての窓口負担額を合算し、別表1の自己負担限度額を超えた額が高額療養費の額になります。

〈別表1〉 70歳未満の人の自己負担限度額(1ヶ月当たり)

所得区分	窓口負担	自己負担限度額(高額療養費算定基準額)
一般	3割	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当:44,400円〕
上位所得者 (診療月の標準報酬月額が53万円以上の方)	3割	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 〔多数該当:83,400円〕
低所得者 (市区町村民税非課税者等の方)	3割	35,400円(定額) 〔多数該当:24,600円〕

〈別表2〉 70歳以上の人の自己負担限度額(1ヶ月当たり)

所得区分	窓口負担	自己負担限度額	
		A(個人単位:外来)	B(世帯単位:外来・入院)
一般	1割	12,000円*	44,400円*
現役並み所得者(注1)	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当:44,400円〕
低所得者Ⅱ(注2)	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(注3)	1割	8,000円	15,000円

*平成20年4月から一般的Aは24,600円、Bは62,100円(多数該当:44,400円)に引き上げられることになっていましたが、窓口負担が1割に凍結されたことに伴い、平成22年3月までは上記のようになっています(差額は国が負担)。

(注1)現役並み所得者とは、診療月の標準報酬月額が28万円以上である70歳以上である被保険者とその被扶養者で70歳以上の人

(注2)低所得者Ⅱとは、市(区)町村民税非課税等の被保険者とその被扶養者

(注3)低所得者Ⅰとは、低所得者Ⅱのうち、世帯員全員の所得が年金収入80万円以下等の場合

本年9月から協会けんぽの保険料率が都道府県ごとに変わりました

協会けんぽの健康保険の保険料については、これまで全国一律の保険料率(8.2%)となっていましたが、本年9月分の保険料(10月納付分)から都道府県毎の保険料率に移行し、兵庫県の保険料率は8.20%となりました(兵庫県は変更ありません)。



●都道府県毎の保険料率については、年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いを都道府県間で調整した上で、都道府県毎の加入者の医療費の違いが保険料率に反映される仕組みになっています。

●また、円滑な移行を図るために、平成25年9月までは、都道府県間の保険料率の差を小さくした上で、保険料率を設定することになっています。平成21年度は、実際の保険料率と全国平均の保険料率(8.2%)の差が1/10に調整されています。

今後、加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防などを推進していくことが一層重要となります。協会けんぽとしても、生活習慣病等の予防のための健診や保健指導の推進に努めてまいります。

◆都道府県単位保険料率につきましては、協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に詳しい情報を掲載していますので、ご覧ください。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽの兵庫支部までお問い合わせください。

「ジェネリック医薬品」をご存じですか?

ジェネリック医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬であり、窓口でのお薬代や保険財政の負担軽減につながります。

まずは、医師や薬剤師に相談してみましょう。

協会だより

各種事業への参加 および契約宿泊施設利用の申込を受付中! 新規契約宿泊施設が加わりました。どうぞご利用ください。

●契約宿泊施設

申込方法

右記契約宿泊施設利用申込書の様式（A4サイズ・コピー可）で、

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26

（財）兵庫県社会保険協会 事業係

☎078-393-0211

あて郵送で、お手数ですが必ず切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申込みください。

なお、当協会の契約宿泊施設は、ホームページ（<http://www.hyougo-shahokyo.or.jp>）にも掲載しています。

宿泊利用方法

- 右記申込書を当協会まで提出してください。
- 施設に直接協会会員である旨を申し出て予約をしてください。
- 「契約宿泊施設利用承認書」をお送りします。
- 施設に「契約宿泊施設利用承認書」の提出で割引宿泊ができます。
- 今年度の利用有効期限は平成22年5月31日までです。



契約宿泊施設利用申込書		
宿泊施設名 (施設ごとに作成ください)		
事業所整理記号		
被保険者数	人	
協会会員番号		
平成21年度協会費納入年月日	年 月 日	
申込枚数	枚	
上記のとおり申込みます。 平成 年 月 日		
郵便番号	〒	—
事業所所在地		
事業所名称	(印)	
電話番号		
担当者名		
財団法人 兵庫県社会保険協会会長 様		
※申込書にご記入いただきました情報は、本件ご利用に関すること以外には使用いたしません。		

● 新規契約宿泊施設一覧

施設名	所在地・電話番号等	承認後利用料金等
湯村温泉 朝野家	〒669-6821 兵庫県美方郡湯村温泉 TEL0796-92-1000	宿泊料金 } 10%割引 食事付日帰入浴 }<割引除外日> 休前日・年末年始・お盆・GW期間
赤穂温泉 銀波荘	〒678-0215 赤穂市御崎2-8 TEL0791-45-3355	宿泊料金 } 平日：10%割引 食事付日帰入浴 } 土曜日：5%割引 <割引除外日> 年末年始・お盆・GW期間
有馬温泉 古泉閣	〒651-1401 神戸市北区有馬町1455-1 TEL 078-904-0731	宿泊料金 } 10%割引 食事付日帰入浴 }

実務講習会についてのお知らせ

今年度から、**新任事務担当者、新規適用事業所を対象とした実務講習会**を実施しております。

基本は奇数月に上記業務講習会、10月に年金実務講習会を行います。

7月、9月と実施いたしましたが、いただいたアンケートで、より詳細な講習会をというご要望が多くありましたので11月に実施します。（社会保険ひょうご9月号に掲載）

●今後の実務講習会実施予定

平成22年1月・3月／新任実務担当者、新規適用事業所が対象

※テキストは同じです。※詳細については、いずれも2カ月前の「社会保険ひょうご」に掲載します。

社会保険ボウリング大会参加者募集

今回の募集は3支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。

東灘支部

東灘社会保険事務所管内の事業所
…定員15チーム(45名)1事業所2チームを限度
(財)兵庫県社会保険協会東灘支部主催
第27回社会保険ボウリング大会
◇後援 東灘社会保険事務所
◇日時 平成21年12月2日(水)
集合 午後6時00分
開始 午後7時00分(そろい次第)
◇場所 神戸六甲ボウル
電話078-841-3151
参加金1チーム5,670円(3ゲーム)

西宮支部

西宮社会保険事務所管内の事業所
…定員23チーム(69名)1事業所4チームを限度
(財)兵庫県社会保険協会西宮支部主催
第37回社会保険ボウリング大会
◇後援 西宮社会保険事務所
◇日時 平成21年12月4日(金)
集合 午後6時00分
開始 午後6時30分
◇場所 BOWLトマト
電話0798-72-9011
参加金1チーム3,600円(2ゲーム)

加古川支部

加古川社会保険事務所管内の事業所
…定員20チーム(60名)
(財)兵庫県社会保険協会加古川支部主催 第18回社会保険ボウリング大会
◇後援 加古川社会保険事務所
◇日時 平成21年12月11日(金)
集合 午後6時00分
開始 午後6時30分
◇場所 ニッケパークボウル
電話079-427-8900
参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

下記の競技方法、表彰、留意事項については3支部共通の要領となっています。

●競技方法

- 1チーム3名で編成し、1人2~3ゲーム(支部により異なる)の投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。
- 大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

●表彰【参加チーム・参加人数により変更することがあります】

- 団体の部 優勝、準優勝
- 個人の部 優勝、準優勝、飛び賞等
- 参加者全員に参加賞

●留意事項

- 申込みは、上記の様式(コピー可)で平成21年11月6日(金)までに(財)兵庫県社会保険協会事業係宛 参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で送付してください。
- 受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しきれない場合があります。
- 貸し靴は自己負担でお願いします。



メタボ撃退クッキング

血圧が気になる人へ
血圧を安定！

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の元凶ともいえる内臓脂肪の蓄積は、食べすぎや運動不足が原因です。積極的な食事の改善と運動習慣を心がけ、内臓脂肪を減少させましょう。このコーナーでは症状に合った料理を紹介しています。

緑黄色野菜とにんにくで血管を守ろう

高血圧は血管を脆くする

慢性的に高血圧が続くと、血管壁に負担がかかり、血管が柔軟性を失ってボロボロに。動脈硬化による脳卒中、心疾患などにつながります。

さて、高血圧の最大の予防は塩分を控えること。塩分の過剰な摂取は血液循環量を増やし、血圧上昇を招くからです。1日の塩分は10g以内、すでに高血圧の人は6g以内に抑えましょう。

トマトは塩分を排出する働きが

余分な塩分を排出する栄養素もあります。それがカ

リウム。バナナや緑黄色野菜に多く、特にトマトにはカリウムと、毛細血管を強くするケルセチンが含まれているので、頻繁に食べましょう。

高血圧の予防には、減塩だけではなく、新鮮な野菜や果物がとても大切です。

にんにくで血管を若々しく

また、にんにくには、血管をボロボロにし、さびつかせる活性酸素から血管を守る働き（抗酸化作用）があります。にんにくを上手に活用しましょう。

オススメ！この一品▼

トマトのパスタ



材料(2人分)

パスタ…160g 塩…適宜
[トマトソース(2カップ分)]
トマト水煮缶詰(無塩)…1缶
にんにく…1かけ
玉ねぎ…中1/4個
にんじん…中1/4本(3cmくらい)
オリーブ油…大さじ1
ローリエ…1枚
塩…小さじ1
こしょう…少々

作り方

- ①にんにく、玉ねぎ、にんじんはみじん切りにする。
- ②鍋にオリーブ油とにんにくを入れて熱し、他の野菜を加えてよく炒める。
- ③②にトマト水煮缶詰をよくつぶして加え、ローリエを入れて15~20分ほど煮る。
- ④塩、こしょうで味を整える。
- ⑤塩を入れパスタをゆで、よく水気をきって皿に盛り、トマトソースをかける。

国民年金にゆとりをプラス。
自分で入る公的個人年金。

今のわたしに
掛け金は全額所得控除で、税金がお得。
掛け金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。
また、途中での変更も可能です。

未来のわたしに
基本は終身年金。
だから、一生涯お受け取り。
万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。
(D型を除きます)

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方（国民年金の第1号被保険者）が加入できる公的年金制度です。

国民年金基金

兵庫県国民年金基金 ☎ 651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル10F

お問い合わせ・資料請求はフリーダイヤルで
〔月～金〕受付時間 9:00～17:30

ローカルヨイクリ
0120-65-4192

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。

兵庫県国民年金基金

●携帯電話でも簡単に資料請求いただけます。

URL <http://www.nptfa.or.jp/m/>

上記URLにアクセスしてください。携帯電話用ホームページから資料請求いただけます。

ご利用は対応機種に限ります。
ご利用方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。



カメラ付き携帯で
簡単アクセス!